

帳票詳細要件 国民健康保険システム

業務	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ	06 国民健康保険料（税）納入通知書 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	郵便番号		●			●	
2	封入番号	(引抜用番号) 連番を設定	●			●	
3	住所		●			●	
4	氏名		●			●	
5	賦課年度	和暦表記	●			●	
6	被保険者番号		●			●	
7	通知書番号		●			●	
8	納付義務者氏名		●			●	
9	納付義務者住所		●			●	帳票レイアウトへの反映については令和8年度の検討 において実施する方針とする。
10	対象年度	対象年度 + “年度分” 和暦表記	●			●	
11	連番		●			●	
12	金融機関名	口座振替の場合のみ設定	●			●	
13	口座種別	口座振替の場合のみ設定	●			●	
14	振替区分	前期振替の場合、“全期前納引落”を設定 期別振替の場合、“期別引落”を設定	●			●	
15	口座番号	口座振替の場合のみ設定	●			●	
16	口座名義人	口座振替の場合のみ設定	●			●	
17	発行日	和暦表記	●			●	
18	証明者役職名		●			●	
19	証明者名		●			●	
20	更正年月日		●			●	
21	算出税額①・合計		●			●	
22	増減調整額②・合計		●			●	
23	年税額③・合計		●			●	
24	賦課課税額④		●			●	
25	差引納付額	合計決定保険税額-既賦課額	●			●	
26	過年度・納期限 1期		●			●	
27	過年度・納期限 2期		●			●	
28	過年度・納期限 3期		●			●	
29	過年度・納期限 4期		●			●	
30	過年度・納期限 5期		●			●	
31	過年度・納期限 6期		●			●	
32	過年度・納期限 7期		●			●	
33	過年度・納期限 8期		●			●	
34	過年度・納期限 9期		●			●	
35	過年度・納期限 10期		●			●	
36	過年度・納期限 11期		●			●	
37	過年度・納期限 12期		●			●	
38	過年度・期別税額 1期		●			●	
39	過年度・期別税額 2期		●			●	
40	過年度・期別税額 3期		●			●	
41	過年度・期別税額 4期		●			●	
42	過年度・期別税額 5期		●			●	
43	過年度・期別税額 6期		●			●	
44	過年度・期別税額 7期		●			●	
45	過年度・期別税額 8期		●			●	
46	過年度・期別税額 9期		●			●	
47	過年度・期別税額 10期		●			●	
48	過年度・期別税額 11期		●			●	
49	過年度・期別税額 12期		●			●	
50	(医療)所得割・課税標準額		●			●	
51	(医療)所得割・税率	所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
52	(医療)所得割・税額		●			●	
53	(医療)資産割・課税標準額		●			●	
54	(医療)資産割・税率	資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
55	(医療)資産割・税額		●			●	
56	(医療)均等割・人数		●			●	
57	(医療)均等割・税率		●			●	
58	(医療)均等割・税額		●			●	
59	(支援)所得割・課税標準額		●			●	
60	(支援)所得割・税率	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
61	(支援)所得割・税額		●			●	
62	(支援)資産割・課税標準額		●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	06 国民健康保険料（税）納入通知書
		用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
63	(支援)資産割・税率	支障資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
64	(支援)資産割・税率		●			●	
65	(支援)均等割・人数		●			●	
66	(支援)均等割・税率		●			●	
67	(支援)均等割・税率		●			●	
68	(介護)所得割・課税標準額	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
69	(介護)所得割・税率		●			●	
70	(介護)所得割・税率		●			●	
71	(介護)資産割・課税標準額	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
72	(介護)資産割・税率		●			●	
73	(介護)資産割・税率		●			●	
74	(介護)均等割・人数		●			●	
75	(介護)均等割・税率		●			●	
76	(介護)均等割・税率		●			●	
77	(子ども)所得割・課税標準額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定 子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
78	(子ども)所得割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
79	(子ども)所得割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
80	(子ども)資産割・課税標準額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
81	(子ども)資産割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	
82	(子ども)資産割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
83	(子ども)均等割・人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定	●			●	
84	(子ども)均等割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“****”を設定	●			●	項目「(子ども)18歳以上均等割税額」を賦課明細に 内訳として出力しない場合、18歳以上均等割税額を含む
85	(子ども)均等割・税率	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
86	(子ども)18歳以上均等割人数	対象年度が令和7年度以前の場合は“**”を設定		●			納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
87	(子ども)18歳以上均等割税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●			●	
88	(医療)平等割額		●			●	
89	(医療)合計（A）		●			●	
90	(医療)軽減額・軽減区分			●		●	
91	(医療)軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減税額を含む
92	(医療)軽減額・均等割額			●		●	未就学児均等割軽減税額及び産前産後軽減税額を含む
93	(医療)軽減額・平等割額			●		●	
94	(医療)軽減額・未就学児均等割軽減額			●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等 割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標 準オプシヨンとする。
95	(医療)軽減額・産前産後軽減額			●		●	
96	(医療)軽減額・軽減額計（B）		●			●	
97	(医療)限度超過額（C）		●			●	
98	(医療)増減調整額（D）		●			●	
99	(医療)条例減免額（E）			●		●	条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて 減免額として通知する事例もあることから標準オプ シヨンとする。
100	(医療)減免額（F）		●			●	
101	(医療)年税額（一般・退職合計）		●			●	
102	(支援)平等割額		●			●	
103	(支援)合計（A）		●			●	
104	(支援)軽減額・軽減区分		●			●	
105	(支援)軽減額・所得割額			●		●	産前産後軽減税額を含む 未就学児均等割軽減税額及び産前産後軽減税額を含む
106	(支援)軽減額・均等割額			●		●	
107	(支援)軽減額・平等割額			●		●	
108	(支援)軽減額・未就学児均等割軽減額			●		●	軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等 割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標 準オプシヨンとする。
109	(支援)軽減額・産前産後軽減額			●		●	
110	(支援)軽減額・軽減額計（B）			●		●	
111	(支援)限度超過額（C）		●			●	
112	(支援)増減調整額（D）		●			●	

業務	賦課管理	帳票名称	
		06 国民健康保険料（税）納入通知書	
		用紙サイズ	
		A4	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
113	(支援) 条例減免額 (E)			●			条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
114	(支援) 減免額 (F)						
115	(支援) 年税額（一般・退職合計）		●				
116	(介護) 平等割額		●				
117	(介護) 合計 (A)		●				
118	(介護) 軽減額・軽減区分		●				
119	(介護) 軽減額・所得割額		●				
120	(介護) 軽減額・均等割額			●			産前産後軽減額を含む
121	(介護) 軽減額・平等割額			●			未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
122	(介護) 軽減額・産前産後軽減額			●			
123	(介護) 軽減額・軽減額計 (B)	軽減均等割額・軽減平等割額	●				
124	(介護) 限度超過額 (C)		●				
125	(介護) 増減調整額 (D)		●				
126	(介護) 条例減免額 (E)			●			条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
127	(介護) 減免額 (F)		●				
128	(介護) 年税額（一般・退職合計）		●				
129	(子ども) 平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
130	(子ども) 合計 (A)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
131	(子ども) 軽減額・軽減区分	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
132	(子ども) 軽減額・所得割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
133	(子ども) 軽減額・均等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			産前産後軽減額を含む
134	(子ども) 軽減額・18歳以上均等割	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む
135	(子ども) 軽減額・平等割額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
136	(子ども) 軽減額・未就学児均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			軽減額の内訳として「軽減所得割額」、「軽減均等割額」、「軽減平等割額」の項目を追加したため標準オプションとする。
137	(子ども) 軽減額・産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
138	(子ども) 軽減額・均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
139	(子ども) 軽減額・18歳以上均等割産前産後軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
140	(子ども) 軽減額・18歳未満均等割軽減額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
141	(子ども) 軽減額・軽減額計 (B)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			
142	(子ども) 限度超過額 (C)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
143	(子ども) 増減調整額 (D)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
144	(子ども) 条例減免額 (E)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定		●			条例減免額（旧扶養者減免額）は他の減免を含めて減免額として通知する事例もあることから標準オプションとする。
145	(子ども) 減免額 (F)	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
146	(子ども) 年税額	対象年度が令和7年度以前の場合は“*****”を設定	●				
147	年税額 (①)+(②)+(③)+(④)		●				
148	公印		●				
149	カスタマーハート		●				
150	通知文		●				
151	問い合わせ先 郵便番号		●				
152	問い合わせ先 住所		●				
153	問い合わせ先 課名		●				
154	問い合わせ先 電話番号		●				

窓空宛名

年度 国民健康保険税 仮徴収額決定通知書

年 月 日

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別			
住 所					

仮徴収決定額	円
--------	---

年度 特別徴収仮徴収額 算定明細

年間保険税額		1回あたりの仮徴収額
円	×	円

◎前年度から特別徴収されている方は、
2月分と同額の保険税が特別徴収されます。
年度仮徴収額 = 2月の特別徴収額 × 3

年間保険税に1/6をかけた額(ただし100円未満切捨)が年金支給額から天引きされます。

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	仮徴収額	年金支給月
4月	円	4月
6月	円	6月
8月	円	8月
仮徴収合計額	円	

保険税納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

10月以降の保険税については、別途通知をします。
10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	
	帳票名称	用紙サイズ
	07 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	賦課年度	和暦表記	●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	通番	(引抜用番号)	●			●	
4	住所		●			●	
5	氏名漢字		●			●	
6	交付日	和暦表記	●			●	
7	証明者役職名		●			●	
8	証明者名		●			●	
9	宛名文面	“〇〇年度分国民健康保険料（税） 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知 します。 和暦表記	●			●	
10	世帯主氏名		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保 税については地方税法第七百十八条の三 及び 地方 税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が 規定されていることから、実装必須とする。
11	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
12	性別	打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	
13	住所		●			●	
14	被保険者番号		●			●	
15	仮徴収決定額	4月仮徴収額 + 6月仮徴収額 + 8月仮徴収額	●			●	
16	表題名称	“〇〇年度 特別徴収仮徴収額 算定明細” 和暦表記	●			●	
17	年間保険料総額名	“年間保険料（税）額”	●			●	
18	年間保険料総額	医療分+支援金分の年間金額を設定 特別徴収継続の場合、“***”を設定	●			●	
19	分子	“1”を設定 特別徴収継続の場合、“*”を設定	●			●	
20	分母	4月開始の場合“6”、6月開始の場合“5”、8月開始の場合“4”を設定 特別徴収継続の場合、“*”を設定	●			●	
21	1 回あたりの仮徴収額	1回あたりの引当額を設定 特別徴収継続の場合、“***”を設定	●			●	
22	案内	“◎前年度より特別徴収されている方は、2月分と同額の保険料（税）が特別徴収 されます。” 対象年度 + “年度仮徴収額 = 2月の特別徴収額 × 3”を設定 和暦表記	●			●	
23	算定文面	“年間保険料（税）に1/” + 期割分母 + “をかけた額(ただし100円未満切捨)が 年金支給額から天引きされます。”	●			●	
24	表題名称	“〇〇年度 特別徴収 月別仮徴収額” 和暦表記	●			●	
25	仮徴収額4月		●			●	
26	仮徴収額6月		●			●	
27	仮徴収額8月		●			●	
28	仮徴収合計額		●			●	
29	仮徴収文面	4月仮徴収額 + 6月仮徴収額 + 8月仮徴収額 “10月以降の保険料（税）については、別途通知をします。10月以降の保険料 （税）合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険料（税）の合計 額を差し引いた額になります。”を設定	●			●	
30	表題名称	“保険料（税）納付方法等”を設定	●			●	
31	徴収方法	“特別徴収”を設定	●			●	
32	特別徴収義務者		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保 税については地方税法第七百十八条の三 及び 地方 税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が 規定されていることから、実装必須とする。
33	特別徴収対象年金		●			●	
34	特別徴収対象年金額		●			●	
35	自治体名称		●			●	
36	郵便番号		●			●	
37	住所		●			●	
38	電話番号		●			●	
39	公印		●			●	
40	カスタマバーコード		●			●	
41	通知文		●			●	
42	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を 標準オプションとする。
43	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
44	問い合わせ先 住所		●			●	

表紙	賦課管理	07 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書
	帳票名称	
	用紙サイズ	A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
45	問い合わせ先 課名		●			●	
46	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

年度 国民健康保険税 仮徴収停止決定通知書

適合基準日：令和8年4月1日

年 月 日

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別			
住 所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

仮徴収停止理由

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4 月	円	円
6 月	円	円
8 月	円	円
仮徴収合計額	円	円

保険税納付方法等

徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	円

10月以降の保険税については、別途通知をします。
10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、
6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた
額になります。

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

- ①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

帳票詳細要件 国民健康保険システム

表紙	帳票管理	
	帳票名称 用紙サイズ	08 国民健康保険料（税）仮徴収停止決定通知書 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	賦課年度	和暦表記	●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	通番	(引抜用番号)	●			●	
4	住所		●			●	
5	氏名		●			●	
6	交付日	和暦表記	●			●	
7	役職名		●			●	
8	首長名		●			●	
9	宛名文面	〃〇〇年度 国民健康保険料（税）仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。 和暦表記	●			●	
10	世帯主氏名		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保
11	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	税については地方税法第七百十八条の三 及び 地方
12	性別	打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が
13	住所		●			●	規定されていることから、実装必須とする。
14	被保険者番号		●			●	
15	変更前仮徴収決定額	更正前調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
16	変更後仮徴収決定額	更正後調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
17	表題名称1	〇〇年度 特別徴収 月別仮徴収額	●			●	
18	変更前4月	「変更前調定額特徴4月」を設定	●			●	
19	変更後4月	「変更後調定額特徴4月」を設定	●			●	
20	変更前6月	「変更前調定額特徴6月」を設定	●			●	
21	変更後6月	「変更後調定額特徴6月」を設定	●			●	
22	変更前8月	「変更前調定額特徴8月」を設定	●			●	
23	変更後8月	「変更後調定額特徴8月」を設定	●			●	
24	変更前仮徴収合計額	更正前調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
25	変更後仮徴収合計額	更正後調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
26	仮徴収文面	“10月以降の保険料（税）については、別途通知をします。 10月以降の保険料（税）合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保 険料（税）の合計額を差し引いた額になります。”を設定 なお、仮徴収停止通知書は翌年度75歳到達による仮徴収停止の対象者や、4月中の 国保喪失に伴い賦課が発生しなくなる対象者にも通知することがあるため、任意 の文言へ変更することも可能とする。	●			●	
27	表題名称	“保険料（税）納付方法等”を設定	●			●	
28	徴収方法	仮徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	
29	特別徴収義務者		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保
30	特別徴収対象年金		●			●	税については地方税法第七百十八条の三 及び 地方
31	特別徴収対象年金額		●			●	税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が
32	通知文		●			●	規定されていることから、実装必須とする。
33	公印		●			●	
34	カスタマーバーコード		●			●	
35	仮徴収停止理由		●			●	国民健康保険法が運用する介護保険法（介護保険法 施行規則法第三百三十八条第一項第二号）で、被保険 者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に 対する通知には「特別徴収を行わないこととする旨 及びその理由」を記載するよう規定されているた め、実装必須とする。 なお、第1.6版においてオプションから必須項目に変 更したことから、当該項目については令和9年1月31 日までに実装することとする。
36	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
37	問い合わせ先 住所		●			●	
38	問い合わせ先 課名		●			●	
39	問い合わせ先 電話番号		●			●	

窓空宛名

年度 国民健康保険税 仮徴収額変更決定通知書

省令第5条第59号関係

年 月 日 適合基準日：令和8年4月1日

〇〇市長
〇〇 〇〇

印

年度分国民健康保険税 仮徴収額を次のとおり変更しましたので通知します。

世帯主氏名				被保険者番号	
生年月日	年 月 日	性別			
住 所					

変更前仮徴収決定額	変更後仮徴収決定額
円	円

年度 特別徴収 月別仮徴収額

徴収月	変更前	変更後
4 月	円	円
6 月	円	円
8 月	円	円
仮徴収合計額	円	円

10月以降の保険税については、別途通知をします。
10月以降の保険税合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保険税の合計額を差し引いた額になります。

保険税納付方法等

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この国民健康保険税の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

〈お問い合わせ先〉

〒 000-0000
〇〇市〇〇町1丁目2番3号
国保課
電話 000-000-0000

表紙	帳票管理	帳票名称 用紙サイズ
		09 国民健康保険料（税）仮徴収額変更決定通知書 A4

通番	システム印字項目	印字編集条件など 和暦表記	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	賦課年度	和暦表記	●			●	
2	郵便番号		●			●	
3	通番	(引抜用番号)	●			●	
4	住所		●			●	
5	氏名		●			●	
6	交付日	和暦表記	●			●	
7	役職名		●			●	
8	首長名		●			●	
9	宛名文面	"賦課年度 国民健康保険料（税）仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。"	●			●	
10	世帯主氏名		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保
11	生年月日	日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	税については地方税法第百十八条の三 及び 地方
12	性別	打ち出し形式（例）男 or 女	●			●	税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が
13	住所		●			●	規定されていることから、実業必須とする。
14	被保険者番号		●			●	
15	変更前仮徴収決定額	更正前調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
16	変更後仮徴収決定額	更正後調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
17	表題名称	特別徴収 月別仮徴収額"	●			●	
18	変更前4月	"変更前調定額特徴4月"を設定	●			●	
19	変更後4月	"変更後調定額特徴4月"を設定	●			●	
20	変更前6月	"変更前調定額特徴6月"を設定	●			●	
21	変更後6月	"変更後調定額特徴6月"を設定	●			●	
22	変更前8月	"変更前調定額特徴8月"を設定	●			●	
23	変更後8月	"変更後調定額特徴8月"を設定	●			●	
24	変更前仮徴収合計額	更正前調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
25	変更後仮徴収合計額	更正後調定額特徴4月+特徴6月+特徴8月	●			●	
26	仮徴収文面	"10月以降の保険料（税）については、別途通知をします。 10月以降の保険料（税）合計額は、年間決定額から4月、6月、8月に仮徴収した保 険料（税）の合計額を差し引いた額になります。"	●			●	
27	表題名称	"保険料（税）納付方法等"を設定	●			●	
28	徴収方法	仮徴収額がある場合、特別徴収 を設定	●			●	
29	特別徴収義務者		●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保
30	特別徴収対象年金		●			●	税については地方税法第百十八条の三 及び 地方
31	特別徴収対象年金額		●			●	税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が
32	通知文行		●			●	規定されていることから、実業必須とする。
33	公印		●			●	
34	カスタマバースコード		●			●	
35	問い合わせ先 郵便番号		●			●	
36	問い合わせ先 住所		●			●	
37	問い合わせ先 課名		●			●	
38	問い合わせ先 電話番号		●			●	

適合基準日：令和8年4月1日

対象年度 年度 国民健康保険税 納入通知書

姓名: _____

保源保源付万法等			
缴取方法			
缴取缴付者			
生年月日		性别	
住址			
特别缴取缴付者名			
特别缴取对象年金			
特别缴取对象金额			

对象年度	年度
------	----

[illegible]

※普通徴収は納付書又は口座振替で納付してください。

(来年度の仮徴収のご案内)

来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が引きされます。

※納付済額は、この通知書作成日時点と異なっていたものが記載されています。

(来年度の仮徴収のご案内)

来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額として2月の特別徴収額と同額が天引きされます。

あなたの国民健康保険税について次のとおり決定しましたので通知します。

〇〇市長

前回決定額	
今回決定額	

〈お問い、合わせ先〉

000-0000
=

〇〇市〇〇町1丁目2番3号

国保課

電話 000-000-0000

國民健康保險稅賦課明細書

区分	課税標準額		所得割率		所得割額 ③＝①×②	資産割		被保険者均等割額 ⑧＝④×⑤	1人あたり均等割額⑨	被保険者均等割額 ⑩＝⑦×⑧	平等割額⑪	世帯別均等割額
	①	②	④	⑤		⑥＝④×⑤	⑦					
区	医療分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
支	支援金分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
区	介護分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
支	子ども分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
区	医療分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
支	支援金分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
区	介護分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円
支	子ども分	円	%	円	%	円	%	円	円	円	円	円

※子ども医療費助成制度において、均等割額⑨⑩は、1人あたり均等割額（1人あたりMAX3,000円）を含んでいます。また、軽減割額は、1人あたり均等割額に15%の増額を加算して算出しています。

区分	算出合計額		軽減 A＝③×⑥÷⑩＋⑪	軽減減額 ①		限度超過額 ⑫	月別増減額 ⑬		減免額 ⑭	年間保険料額 (A-⑩+⑫+⑭)
	A＝③×⑥÷⑩	⑪		②	③		④	⑤		
区	医療分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支	支援金分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
区	介護分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支	子ども分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
区	医療分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支	支援金分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
区	介護分	円	円	円	円	円	円	円	円	円
支	子ども分	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※子ども医療費助成制度において、100円未満の端数金額は切り捨てます。

國民健康保險稅個人明細書

[illegible]

募集	試験管理	募集名称 用紙サイズ
10 納入通知書（連帳 一般） 四方式用 不定形用紙		

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	賦課年度	和暦表記	●			●	
2	発送日	和暦表記	●			●	
3	通知書名		●			●	
4	郵便番号		●			●	
5	住所		●			●	
6	氏名		●			●	
7	被保険者番号		●			●	
8	通知書番号	(引抜用番号)	●			●	
9	文書1	"あなたの国民健康保険税(料)について次のとおり決定しましたので通知しま	●			●	
10	期回決定額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
11	今回決定税額		●			●	
12	証明者名		●			●	
13	証明者役職名		●			●	
14	公印		●			●	
15	カスタマーバーコード		●			●	
16	特別徴収関連情報	仮徴収額又は本徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保
17	氏名	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	税については地方税法第七百十八条の三及び地方
18	生年月日	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が
19	性別	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 打ち出し形式(例)男 or 女	●			●	規定されていることから、実装必須とする。
20	住所	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
21	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
22	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
23	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
24	文言2	(来年度の仮徴収のご案内)来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額とし て2月の特別徴収額と同額が引きされます。	●			●	
25	期別情報	和暦表記	●			●	
26	普通徴収1期		●			●	
27	普通徴収2期		●			●	
28	普通徴収3期		●			●	
29	普通徴収4期		●			●	
30	普通徴収5期		●			●	
31	普通徴収6期		●			●	
32	普通徴収7期		●			●	
33	普通徴収8期		●			●	
34	普通徴収9期		●			●	
35	普通徴収10期		●			●	
36	普通徴収11期		●			●	
37	普通徴収12期		●			●	
38	普通徴収13期		●			●	
39	普通徴収1期納期限		●			●	
40	普通徴収2期納期限		●			●	
41	普通徴収3期納期限		●			●	
42	普通徴収4期納期限		●			●	
43	普通徴収5期納期限		●			●	
44	普通徴収6期納期限		●			●	
45	普通徴収7期納期限		●			●	
46	普通徴収8期納期限		●			●	
47	普通徴収9期納期限		●			●	
48	普通徴収10期納期限		●			●	
49	普通徴収11期納期限		●			●	
50	普通徴収12期納期限		●			●	
51	普通徴収13期納期限		●			●	
52	更正後普通徴収額合計	更正後普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
53	更正後特別徴収額合計	更正後特別徴収額1～13の合計 *特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
54	更正前普通徴収額合計	更正前普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
55	更正前特別徴収額合計	更正前特別徴収額1～13の合計 *特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
56	更正後普通徴収額1	普通徴収1期	●			●	
57	更正後普通徴収額2	普通徴収2期	●			●	

表紙	経費管理	帳票名称	
		10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
58	更正後普通徴収額	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
59		普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
60		普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
61		普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
62		普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
63		普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
64		普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
65		普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
66		普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
67		普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
68		普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
69		特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
70		特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
71		特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
72		特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
73		特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
74		特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
75	更正後特別徴収額	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
76		特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
77		特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
78		特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
79		特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
80		特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
81		特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
82		普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
83		普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
84		普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
85		普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
86		普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
87		普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
88		普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
89		普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
90		普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
91	更正前普通徴収額	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
92		普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	

表紙	健康管理	健康名称	10_納入通知書(連帳一般)_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
93		更正前普通徴収額12 普通徴収12期	●			●	
94		更正前普通徴収額13 普通徴収13期	●			●	
95		更正前特別徴収額1 特別徴収1期	●			●	
96		更正前特別徴収額2 特別徴収2期	●			●	
97		更正前特別徴収額3 特別徴収3期	●			●	
98		更正前特別徴収額4 特別徴収4期	●			●	
99		更正前特別徴収額5 特別徴収5期	●			●	
100		更正前特別徴収額6 特別徴収6期	●			●	
101		更正前特別徴収額7 特別徴収7期	●			●	
102		更正前特別徴収額8 特別徴収8期	●			●	
103		更正前特別徴収額9 特別徴収9期	●			●	
104		更正前特別徴収額10 特別徴収10期	●			●	
105		更正前特別徴収額11 特別徴収11期	●			●	
106		更正前特別徴収額12 特別徴収12期	●			●	
107		更正前特別徴収額13 特別徴収13期	●			●	
108		納付済普通徴収額合計	●			●	
109		納付済特別徴収額合計	●			●	
110		納付年月1 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
111		納付年月2 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
112		納付年月3 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
113		納付年月4 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
114		納付年月5 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
115		納付年月6 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
116		納付年月7 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
117		納付年月8 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	
118		納付年月9 普通徴収の場合、納期額に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月(例：特別徴収1期の場合…○年4月) 和暦表記	●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	悪件作成における 経緯・留意事項等
119	システム印字項目	納付年月10 普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
120		納付年月11 普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
121		納付年月12 普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
122		納付年月13 普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
123		納付済普通徴収額1 普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
124		納付済普通徴収額2 普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
125		納付済普通徴収額3 普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
126		納付済普通徴収額4 普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
127		納付済普通徴収額5 普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
128		納付済普通徴収額6 普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
129		納付済普通徴収額7 普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
130		納付済普通徴収額8 普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
131		納付済普通徴収額9 普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
132		納付済普通徴収額10 普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
133		納付済普通徴収額11 普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
134		納付済普通徴収額12 普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
135	システム印字項目	納付済普通徴収額13 普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
136		納付済特別徴収額1 特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
137		納付済特別徴収額2 特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
138		納付済特別徴収額3 特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
139		納付済特別徴収額4 特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
140		納付済特別徴収額5 特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
141		納付済特別徴収額6 特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
142		納付済特別徴収額7 特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
143		納付済特別徴収額8 特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
144		納付済特別徴収額9 特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
145		納付済特別徴収額10 特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
146		納付済特別徴収額11 特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
147		納付済特別徴収額12 特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
148		納付済特別徴収額13 特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	
149		差引普通徴収額1 更正後普通徴収額1－納付済普通徴収額1 普通徴収が存在しない場合―"*****"	●			●	

表紙	帳票管理	帳票名称	
		10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用	用紙サイズ
		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
150	差引普通徴収額2	更正後普通徴収額2 - 納付済普通徴収額2 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
151	差引普通徴収額3	更正後普通徴収額3 - 納付済普通徴収額3 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
152	差引普通徴収額4	更正後普通徴収額4 - 納付済普通徴収額4 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
153	差引普通徴収額5	更正後普通徴収額5 - 納付済普通徴収額5 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
154	差引普通徴収額6	更正後普通徴収額6 - 納付済普通徴収額6 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
155	差引普通徴収額7	更正後普通徴収額7 - 納付済普通徴収額7 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
156	差引普通徴収額8	更正後普通徴収額8 - 納付済普通徴収額8 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
157	差引普通徴収額9	更正後普通徴収額9 - 納付済普通徴収額9 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
158	差引普通徴収額10	更正後普通徴収額10 - 納付済普通徴収額10 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
159	差引普通徴収額11	更正後普通徴収額11 - 納付済普通徴収額11 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
160	差引普通徴収額12	更正後普通徴収額12 - 納付済普通徴収額12 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
161	差引普通徴収額13	更正後普通徴収額13 - 納付済普通徴収額13 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
162	差引普通徴収額合計	差引普通徴収額1～13の合計値	●			●	
163	差引特別徴収額合計	差引特別徴収額1～13の合計値 特別徴収が存在しない場合→"*****"を設定	●			●	
164	差引特別徴収額1	更正後特別徴収額1 - 納付済特別徴収額1 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
165	差引特別徴収額2	更正後特別徴収額2 - 納付済特別徴収額2 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
166	差引特別徴収額3	更正後特別徴収額3 - 納付済特別徴収額3 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
167	差引特別徴収額4	更正後特別徴収額4 - 納付済特別徴収額4 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
168	差引特別徴収額5	更正後特別徴収額5 - 納付済特別徴収額5 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
169	差引特別徴収額6	更正後特別徴収額6 - 納付済特別徴収額6 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
170	差引特別徴収額7	更正後特別徴収額7 - 納付済特別徴収額7 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
171	差引特別徴収額8	更正後特別徴収額8 - 納付済特別徴収額8 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
172	差引特別徴収額9	更正後特別徴収額9 - 納付済特別徴収額9 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
173	差引特別徴収額10	更正後特別徴収額10 - 納付済特別徴収額10 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
174	差引特別徴収額11	更正後特別徴収額11 - 納付済特別徴収額11 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
175	差引特別徴収額12	更正後特別徴収額12 - 納付済特別徴収額12 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
176	差引特別徴収額13	更正後特別徴収額13 - 納付済特別徴収額13 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
177	賦課明細	本算定時は"*****"を設定 所得割税率(百分率)を設定 本算定時は"****"を設定	●			●	
178	決定前医療分所得割税率	所定税率(百分率)を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
179	決定前医療分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
180	決定前医療分資産割税率	本算定時は"*****"を設定 資産割税率(百分率)を小数第2位まで表示	●			●	
181	決定前医療分資産割税率	本算定時は"****"を設定	●			●	
182	決定前医療分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
183	決定前医療分均等割税率	本算定時は"*****"を設定	●			●	
184	決定前医療分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
185	決定前医療分均等割人数	本算定時は"***"を設定 後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数 及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示	●			●	
186	決定前平等割特定月	本算定時は"*****"を設定	●			●	
187	決定前医療分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
188	決定前医療分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
189	決定前支様金分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
190	決定前支援金分所得割税率	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
191	決定前支援金分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
192	決定前支援金分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
193	決定前支援金分資産割税率	支援金資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
194	決定前支援金分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
195	決定前支援金分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
196	決定前支援金分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
197	決定前支援金分均等割人数	本算定時は"**"を設定	●			●	
198	決定前支援金分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
199	決定前支援金分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
200	決定前介護分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
201	決定前介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"****"を設定	●			●	
202	決定前介護分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
203	決定前介護分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
204	決定前介護分資産割税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
205	決定前介護分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
206	決定前介護分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
207	決定前介護分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
208	決定前介護分均等割人数	本算定時は"***"を設定	●			●	
209	決定前介護分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
210	決定前介護分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
211	決定前子ども分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
212	決定前子ども分所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
213	決定前子ども分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
214	決定前子ども分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
215	決定前子ども分資産割税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
216	決定前子ども分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
217	決定前子ども分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
218	決定前子ども分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	オプション項目「決定前子ども分18歳以上均等割税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
219	決定前子ども分均等割人数	本算定時は"***"を設定	●			●	
220	決定前子ども分18歳以上均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	
221	決定前子ども分18歳以上均等割人数	本算定時は"***"を設定		●			
222	決定前子ども分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
223	決定前子ども分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
224	決定後医療分所得割課税標準額	所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
225	決定後医療分所得割税率		●			●	
226	決定後医療分所得割税額		●			●	
227	決定後医療分資産割課税標準額		●			●	
228	決定後医療分資産割税率	資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
229	決定後医療分資産割税額		●			●	
230	決定後医療分均等割課税標準額		●			●	
231	決定後医療分均等割税額		●			●	
232	決定後医療分均等割人数		●			●	
233	決定後平等割特定期月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数 及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示	●			●	
234	決定後医療分平等割額		●			●	
235	決定後医療分合計		●			●	
236	決定後支援金分所得割課税標準額		●			●	
237	決定後支援金分所得割税率	支援金所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
238	決定後支援金分所得割税額		●			●	
239	決定後支援金分資産割課税標準額		●			●	
240	決定後支援金分資産割税率	支援金資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
241	決定後支援金分資産割税額		●			●	
242	決定後支援金分均等割課税標準額		●			●	
243	決定後支援金分均等割税額		●			●	
244	決定後支援金分均等割人数		●			●	
245	決定後支援金分平等割額		●			●	
246	決定後支援金分合計		●			●	
247	決定後介護分所得割課税標準額		●			●	
248	決定後介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
249	決定後介護分所得割税額		●			●	
250	決定後介護分資産割課税標準額		●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
251	決定後介護介護分資産割税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
252	決定後介護介護分資産割税率		●			●	
253	決定後介護介護分均等割税率標準額		●			●	
254	決定後介護介護分均等割税率		●			●	
255	決定後介護介護分均等割人数		●			●	
256	決定後介護介護分平等割額		●			●	
257	決定後介護介護分合計		●			●	
258	決定後子ども分所得割税率標準額		●			●	
259	決定後子ども分所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
260	決定後子ども分所得割税額		●			●	
261	決定後子ども分資産割税率標準額		●			●	
262	決定後子ども分資産割税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
263	決定後子ども分資産割税額		●			●	
264	決定後子ども分均等割税率標準額		●			●	
265	決定後子ども分均等割税額		●			●	項目「決定後子ども分18歳以上均等割税額」を賦課 明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割 税額を含む
266	決定後子ども分均等割人数		●	●		●	
267	決定後子ども分18歳以上均等割人数						
268	決定後子ども分18歳以上均等割税額		●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
269	決定後子ども分平等割額		●			●	
270	決定後子ども分合計		●			●	
271	決定前軽減単身	本算定時は何も設定しない	●			●	
272	決定前軽減割	本算定時は"*"を設定	●			●	
273	決定前医療分所得割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
274	決定前医療分均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
275	決定前医療分平等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
276	決定前医療分未就学児均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽 減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
277	決定前医療分産前産後軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●			
278	決定前医療分軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
279	決定前医療分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
280	決定前医療分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
281	決定前医療分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
282	決定前支援金分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
283	決定前支援金分所得割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	
284	決定前支援金分均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	産前産後軽減減額を含む
285	決定前支援金分平等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
286	決定前支援金分未就学児均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽 減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
287	決定前支援金分産前産後軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●			
288	決定前支援金分軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
289	決定前支援金分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
290	決定前支援金分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
291	決定前支援金分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
292	決定前支援金分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
293	決定前介護分所得割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減減額を含む
294	決定前介護分均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
295	決定前介護分平等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
296	決定前介護分産前産後軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
297	決定前介護介護分軽減税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	
298	決定前介護介護分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
299	決定前介護介護分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
300	決定前介護介護分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
301	決定前介護介護分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
302	決定前子ども分所得割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減減額を含む
303	決定前子ども分均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未 満均等割軽減減額を含む
304	決定前子ども分18歳以上均等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
305	決定前子ども分平等割軽減税額	本算定時は"*****"を設定		●		●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
306	決定前子ども分米就学児均等割軽減額	決定前子ども分米就学児均等割軽減額		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
307		決定前子ども分産前産後軽減額		●			
308		決定前子ども分均等割産前産後軽減額		●			
309		決定前子ども分18歳以上均等割産前産後軽減額		●			
310		決定前子ども分18歳未満均等割軽減額		●			
311		決定前子ども分軽減額	●			●	
312		決定前子ども分限度超過額	●			●	
313		決定前子ども分月割増減額	●			●	
314		決定前子ども分減免額	●			●	
315		決定前子ども分年間保険料額	●			●	
316		決定後軽減額	●			●	
317		決定後軽減割					
318		決定後医療分所得割軽減額					
319		決定後医療分均等割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む 未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
320		決定後医療分平等割軽減額					
321		決定後医療分未就学児均等割軽減額		●		●	軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
322		決定後医療分産前産後軽減額		●			
323		決定後医療分軽減額	●			●	
324		決定後医療分限度超過額	●			●	
325		決定後医療分月割増減額	●			●	
326		決定後医療分減免額	●			●	
327		決定後医療分年間保険料額					
328		決定後支援金分所得割軽減額					
329		決定後支援金分均等割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む 未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
330		決定後支援金分平等割軽減額		●		●	
331		決定後支援金分未就学児均等割軽減額		●		●	軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
332		決定後支援金分産前産後軽減額		●			
333		決定後支援金分軽減額	●			●	
334		決定後支援金分限度超過額	●			●	
335		決定後支援金分月割増減額	●			●	
336		決定後支援金分減免額	●			●	
337		決定後支援金分年間保険料額					
338		決定後介護分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む 未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
339		決定後介護分均等割軽減額		●		●	
340		決定後介護分平等割軽減額		●		●	
341		決定後介護分産前産後軽減額		●			
342		決定後介護分軽減額	●			●	
343		決定後介護分限度超過額	●			●	
344		決定後介護分月割増減額	●			●	
345		決定後介護分減免額	●			●	
346		決定後介護分年間保険料額					
347		決定後子ども分所得割軽減額		●		●	産前産後軽減額を含む 未就学児均等割軽減額、産前産後軽減額及び18歳未満均等割軽減額を含む
348		決定後子ども分均等割軽減額		●		●	
349		決定後子ども分18歳以上均等割軽減額		●		●	
350		決定後子ども分平等割軽減額		●		●	
351		決定後子ども分未就学児均等割軽減額		●		●	軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
352		決定後子ども分産前産後軽減額		●			
353		決定後子ども分均等割産前産後軽減額		●			
354		決定後子ども分18歳以上均等割産前産後軽減額		●			
355		決定後子ども分18歳未満均等割軽減額		●			
356		決定後子ども分軽減額	●			●	
357		決定後子ども分限度超過額	●			●	
358		決定後子ども分月割増減額	●			●	
359		決定後子ども分減免額	●			●	
360		決定後子ども分年間保険料額					
361		決定後前合計額	●			●	
362		決定後合計額	●			●	

表紙	健康管理	帳票名称	10 納入通知書（連帳 一般）_四方式用
		用紙サイズ	
		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
363	個人明細 1人目	医療分課税（賦課）限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スベースを確保するため、標準オプションとする。
364		支援金課税（賦課）限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スベースを確保するため、標準オプションとする。
365		介護分課税（賦課）限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スベースを確保するため、標準オプションとする。
366		子ども分課税（賦課）限度額		●		●	
367		被保険者平等割	●			●	
368		被保険者氏名	●			●	
369		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
370		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
371		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
372		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
373		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
374		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
375		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
376		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
377		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
378		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
379		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
380		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
381		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
382		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。

表紙	賦課管理	集票名称 用紙サイズ	10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
383	2人目	未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
384		医療区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
385		支援金区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
386		介護区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
387		子ども区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
388		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
389		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
390		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
391		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
392		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
393		被保険者所得割算定基礎額		●			所得額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプシオンとする。
394		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
395		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
396		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
397		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
398		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
399		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
400		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
401		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。

表紙	健康管理		健康名称		10 納入通知書（連帳 一般）_四方式用	
			用紙サイズ		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
402	・・・ 9人目	個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
403		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
404		医療分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
405		支援金分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
406		介護分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
407		子ども分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
408				●		●	子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スベースを確保するため、12人目まで出力していた個人明細の出力件数を9人目までとする。
409		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
410		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
411		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
412		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
413		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
414		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
415		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
416		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
417		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
418		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
419		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
420		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。

表紙	賦課管理	帳票名称 用紙サイズ
	10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用 不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
421	被保険者介護分資産割	被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
422		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
423		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
424		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
425		医療区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
426	支援金区分区分1～12	支援金区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
427		介護区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
428		子ども分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
429		文言3		●		●	
430		変更理由		●		●	市区町村によって賦課更正の理由（事由）の表し方は様々であり、個人毎の更正事由ではなく、世帯で集約した異動事由を出力する事例もあることから、個人毎の異動事由は標準オプションとする。
431	1 件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
432	2 件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
433		※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
434		※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
435		※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
436	・・・	※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
437	2 0 件目	※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
438	納付書	※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
439		※個人毎の更正事由は標準オプションとする		●		●	
440		※帳票詳細要件 シート：賦課-35 ■ ※帳票詳細要件 シート：賦課-36 ■ 参照		●		●	市区町村で採用している納付書様式及び期数に合わせ、納付書を作成する。
441	返送用登録番号			●			帳票の返送状況を管理するため、返送用登録番号を標準オプションとする。
442	通知文			●		●	
443	問い合わせ先 郵便番号			●		●	
444	問い合わせ先 住所			●		●	
445	問い合わせ先 署名			●		●	
446	問い合わせ先 電話番号			●		●	

帳票詳細要件 国民健康保険システム

系統	賦課管理	帳票名称 用紙サイズ
10 納入通知書（連帳 一般） 四方式用 不定形用紙		

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
1	賦課年度	和暦表記	●			●	
2	発送日	和暦表記	●			●	
3	通知書名		●			●	
4	郵便番号		●			●	
5	住所		●			●	
6	氏名		●			●	
7	被保険者番号		●			●	
8	通知書番号	(引抜用番号)	●			●	
9	納付義務者氏名		●				帳票レイアウトへの反映については令和8年度の候 討において実施する方針とする。
10	納付義務者住所		●				帳票レイアウトへの反映については令和8年度の候 討において実施する方針とする。
11	文言1	“あなたの国民健康保険税(料)について次のとおり決定しましたので通知しま	●			●	
12	前回決定額	本算定時は“*****”を設定	●			●	
13	今回決定税額		●			●	
14	証明者名		●			●	
15	証明者役職名		●			●	
16	公印		●			●	
17	カスタマバーコード		●			●	
18	特別徴収関連情報	仮徴収額又は本徴収額がある場合、“特別徴収”を設定	●			●	国保料については国保法施行規則第32条の19、国保 税については地方税法第七百十八条の三 及び、地方 税法施行規則第二十四条の三十二において、通知が 規定されていることから、実装必須とする。
19	氏名	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
20	生年月日	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 日本人は和暦表記、外国人は西暦表記	●			●	
21	性別	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定 打ち出し形式(例) 男 or 女	●			●	
22	住所	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
23	特別徴収義務者	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
24	特別徴収対象年金	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
25	特別徴収対象年金額	仮徴収額又は本徴収額がある場合に設定	●			●	
26	文言2	“(来年度の仮徴収のご案内) 来年度の4月、6月、8月は特別徴収仮徴収額と して2月の特別徴収額と同額が引き上げされます。”	●			●	
27	期別情報	和暦表記	●			●	
28	普通徴収納期1	普通徴収1期	●			●	
29	普通徴収納期2	普通徴収2期	●			●	
30	普通徴収納期3	普通徴収3期	●			●	
31	普通徴収納期4	普通徴収4期	●			●	
32	普通徴収納期5	普通徴収5期	●			●	
33	普通徴収納期6	普通徴収6期	●			●	
34	普通徴収納期7	普通徴収7期	●			●	
35	普通徴収納期8	普通徴収8期	●			●	
36	普通徴収納期9	普通徴収9期	●			●	
37	普通徴収納期10	普通徴収10期	●			●	
38	普通徴収納期11	普通徴収11期	●			●	
39	普通徴収納期12	普通徴収12期	●			●	
40	普通徴収納期13	普通徴収13期	●			●	
41	普通徴収1期納期限	普通徴収1期	●			●	
42	普通徴収2期納期限	普通徴収2期	●			●	
43	普通徴収3期納期限	普通徴収3期	●			●	
44	普通徴収4期納期限	普通徴収4期	●			●	
45	普通徴収5期納期限	普通徴収5期	●			●	
46	普通徴収6期納期限	普通徴収6期	●			●	
47	普通徴収7期納期限	普通徴収7期	●			●	
48	普通徴収8期納期限	普通徴収8期	●			●	
49	普通徴収9期納期限	普通徴収9期	●			●	
50	普通徴収10期納期限	普通徴収10期	●			●	
51	普通徴収11期納期限	普通徴収11期	●			●	
52	普通徴収12期納期限	普通徴収12期	●			●	
53	普通徴収13期納期限	普通徴収13期	●			●	
54	更正後普通徴収額合計	更正後普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
55	更正後特別徴収額合計	更正後特別徴収額1～13の合計 *特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
56	更正前普通徴収額合計	更正前普通徴収額1～13の合計 普通徴収が存在しない場合→“*****”	●			●	
57	更正前特別徴収額合計	更正前特別徴収額1～13の合計 *特別徴収01期～特別徴収06期 特別徴収額が存在しない場合→“*****”	●			●	

表紙	経費管理	帳票名称	10_納入通知書(連帳一般)_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
58	更正後普通徴収額1	普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
59	更正後普通徴収額2	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
60	更正後普通徴収額3	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
61	更正後普通徴収額4	普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
62	更正後普通徴収額5	普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
63	更正後普通徴収額6	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
64	更正後普通徴収額7	普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
65	更正後普通徴収額8	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
66	更正後普通徴収額9	普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
67	更正後普通徴収額10	普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
68	更正後普通徴収額11	普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
69	更正後普通徴収額12	普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
70	更正後普通徴収額13	普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
71	更正後特別徴収額1	特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
72	更正後特別徴収額2	特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
73	更正後特別徴収額3	特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
74	更正後特別徴収額4	特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
75	更正後特別徴収額5	特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
76	更正後特別徴収額6	特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
77	更正後特別徴収額7	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
78	更正後特別徴収額8	特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
79	更正後特別徴収額9	特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
80	更正後特別徴収額10	特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
81	更正後特別徴収額11	特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
82	更正後特別徴収額12	特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
83	更正後特別徴収額13	特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
84	更正前普通徴収額1	普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
85	更正前普通徴収額2	普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
86	更正前普通徴収額3	普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
87	更正前普通徴収額4	普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
88	更正前普通徴収額5	普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
89	更正前普通徴収額6	普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
90	更正前普通徴収額7	普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
91	更正前普通徴収額8	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	
92	更正前普通徴収額9	普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合→"*****"	●			●	

表紙	帳票管理	帳票名称	10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
93		更正前普通徴収額10 普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
94		更正前普通徴収額11 普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
95		更正前普通徴収額12 普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
96		更正前普通徴収額13 普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
97		更正前特別徴収額1 特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
98		更正前特別徴収額2 特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
99		更正前特別徴収額3 特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
100		更正前特別徴収額4 特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
101		更正前特別徴収額5 特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
102		更正前特別徴収額6 特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
103		更正前特別徴収額7 特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
104		更正前特別徴収額8 特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
105		更正前特別徴収額9 特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
106		更正前特別徴収額10 特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
107		更正前特別徴収額11 特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
108		更正前特別徴収額12 特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
109		更正前特別徴収額13 特別徴収13期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
110		納付済普通徴収額合計 納付済普通徴収額1～13の合計値	●			●	
111		納付済特別徴収額合計 納付済特別徴収額1～13の合計値	●			●	
112		納付年月1 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
113		納付年月2 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
114		納付年月3 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
115		納付年月4 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
116		納付年月5 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
117		納付年月6 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
118		納付年月7 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
119		納付年月8 普通徴収の場合、納期欄に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	

表紙	帳票管理	帳票名称	10_納入通知書(連帳一般)_四方式用
		用紙サイズ	不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	悪件作成における 経緯・留意事項等
120	納付年月9 納付年月10 納付年月11 納付年月12 納付年月13	普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
121		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
122		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
123		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
124		普通徴収の場合、納期限に対応した年月 特別徴収の場合、特別徴収期に対応する年月（例：特別徴収1期の場合…○年4月） 和暦表記	●			●	
125		普通徴収1期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
126		普通徴収2期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
127		普通徴収3期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
128		普通徴収4期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
129		普通徴収5期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
130		普通徴収6期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
131		普通徴収7期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
132	納付済普通徴収額1 納付済普通徴収額2 納付済普通徴収額3 納付済普通徴収額4 納付済普通徴収額5 納付済普通徴収額6 納付済普通徴収額7 納付済普通徴収額8 納付済普通徴収額9 納付済普通徴収額10 納付済普通徴収額11 納付済普通徴収額12 納付済普通徴収額13	普通徴収8期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
133		普通徴収9期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
134		普通徴収10期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
135		普通徴収11期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
136		普通徴収12期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
137		普通徴収13期 普通徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
138		特別徴収1期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
139		特別徴収2期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
140		特別徴収3期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
141		特別徴収4期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
142		特別徴収5期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
143		特別徴収6期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
144	納付済特別徴収額1 納付済特別徴収額2 納付済特別徴収額3 納付済特別徴収額4 納付済特別徴収額5 納付済特別徴収額6 納付済特別徴収額7 納付済特別徴収額8 納付済特別徴収額9 納付済特別徴収額10 納付済特別徴収額11 納付済特別徴収額12	特別徴収7期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
145		特別徴収8期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
146		特別徴収9期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
147		特別徴収10期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
148		特別徴収11期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	
149		特別徴収12期 特別徴収が存在しない場合―“*****”	●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
150	システム印字項目	納付済特別徴収額13					
151		差引普通徴収額1	●			●	
152		差引普通徴収額2	●			●	
153		差引普通徴収額3	●			●	
154		差引普通徴収額4	●			●	
155		差引普通徴収額5	●			●	
156		差引普通徴収額6	●			●	
157		差引普通徴収額7	●			●	
158		差引普通徴収額8	●			●	
159		差引普通徴収額9	●			●	
160		差引普通徴収額10	●			●	
161		差引普通徴収額11	●			●	
162		差引普通徴収額12	●			●	
163		差引普通徴収額13	●			●	
164		差引普通徴収額合計	●				
165		差引特別徴収額合計	●			●	
166		差引特別徴収額1	●			●	
167		差引特別徴収額2	●			●	
168		差引特別徴収額3	●			●	
169		差引特別徴収額4	●			●	
170	帳票明細	差引特別徴収額5	●			●	
171		差引特別徴収額6	●			●	
172		差引特別徴収額7	●			●	
173		差引特別徴収額8	●			●	
174		差引特別徴収額9	●			●	
175		差引特別徴収額10	●			●	
176		差引特別徴収額11	●			●	
177		差引特別徴収額12	●			●	
178		差引特別徴収額13	●			●	
179		決定前医療分所得割課税標準額	●			●	
180		決定前医療分所得割税率	●			●	
181		決定前医療分所得割税額	●			●	
182		決定前医療分資産割課税標準額	●			●	
183		決定前医療分資産割税率	●			●	
184		決定前医療分資産割税額	●			●	
185		決定前医療分均等割課税標準額	●			●	
186		決定前医療分均等割税額	●			●	
187		決定前医療分均等割人数	●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
188	決定前平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数 及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示 本算定時は"*****"を設定 本算定時は"*****"を設定	●			●	
189	決定前医療分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
190	決定前医療分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
191	決定前支援金分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
192	決定前支援金分所得割税率	支援金所得割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
193	決定前支援金分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
194	決定前支援金分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
195	決定前支援金分資産割税率	支援金資産割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
196	決定前支援金分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
197	決定前支援金分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
198	決定前支援金分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
199	決定前支援金分均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●			●	
200	決定前支援金分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
201	決定前支援金分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
202	決定前介護分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
203	決定前介護分所得割税率	介護所得割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
204	決定前介護分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
205	決定前介護分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
206	決定前介護分資産割税率	介護資産割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
207	決定前介護分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
208	決定前介護分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
209	決定前介護分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
210	決定前介護分均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●			●	
211	決定前介護分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
212	決定前介護分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
213	決定前子ども分所得割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
214	決定前子ども分所得割税率	子ども所得割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
215	決定前子ども分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
216	決定前子ども分資産割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
217	決定前子ども分資産割税率	子ども資産割税率 (百分率) を小数第2位まで表示 本算定時は"*****"を設定	●			●	
218	決定前子ども分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
219	決定前子ども分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
220	決定前子ども分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	オプション項目「決定前子ども分18歳以上均等割税額」を出力しない場合、18歳以上均等割額を含む
221	決定前子ども分均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●			●	
222	決定前子ども分18歳以上均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	
223	決定前子ども分18歳以上均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	
224	決定前子ども分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
225	決定前子ども分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
226	決定後医療分所得割課税標準額	所得割税率 (百分率) を小数第2位まで表示	●			●	
227	決定後医療分所得割税率	本算定時は"*****"を設定	●			●	
228	決定後医療分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
229	決定後医療分資産割課税標準額	資産割税率 (百分率) を小数第2位まで表示	●			●	
230	決定後医療分資産割税率	本算定時は"*****"を設定	●			●	
231	決定後医療分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
232	決定後医療分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
233	決定後医療分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
234	決定後医療分均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●			●	
235	決定後平等割特定月	後期高齢者医療制度へ世帯員が移行することにより平等割額が半額となる月数 及びその後5年経過により平等割額が1/4となる月数を表示	●			●	
236	決定後医療分平等割額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
237	決定後医療分合計	本算定時は"*****"を設定	●			●	
238	決定後支援金分所得割課税標準額	支援金所得割税率 (百分率) を小数第2位まで表示	●			●	
239	決定後支援金分所得割税率	本算定時は"*****"を設定	●			●	
240	決定後支援金分所得割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
241	決定後支援金分資産割課税標準額	支援金資産割税率 (百分率) を小数第2位まで表示	●			●	
242	決定後支援金分資産割税率	本算定時は"*****"を設定	●			●	
243	決定後支援金分資産割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
244	決定後支援金分均等割課税標準額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
245	決定後支援金分均等割税額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
246	決定後支援金分均等割人数	本算定時は"*****"を設定	●			●	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	要件作成における 経緯・留意事項等
247	決定後支援金分平等割額		●			●	
248	決定後支援金分合計		●			●	
249	決定後介護分所得割標準額		●			●	
250	決定後介護分所得割税率	介護所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
251	決定後介護分所得割税額		●			●	
252	決定後介護分資産割標準額		●			●	
253	決定後介護分資産割税率	介護資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
254	決定後介護分資産割税額		●			●	
255	決定後介護分均等割標準額		●			●	
256	決定後介護分均等割税率		●			●	
257	決定後介護分均等割人数		●			●	
258	決定後介護分平等割額		●			●	
259	決定後介護分合計		●			●	
260	決定後子ども所得割標準額		●			●	
261	決定後子ども所得割税率	子ども所得割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
262	決定後子ども所得割税額		●			●	
263	決定後子ども資産割標準額		●			●	
264	決定後子ども資産割税率	子ども資産割税率（百分率）を小数第2位まで表示	●			●	
265	決定後子ども資産割税額		●			●	
266	決定後子ども分均等割標準額		●			●	
267	決定後子ども分均等割税額		●			●	項目「決定後子ども分18歳以上均等割税額」を賦課 明細に内訳として出力しない場合、18歳以上均等割 額を含む
268	決定後子ども分均等割人数		●			●	
269	決定後子ども分18歳以上均等割人数			●			
270	決定後子ども分18歳以上均等割税額		●			●	納入通知書に18歳以上均等割税額を出力し、被保険 者に通知する必要があることから、実装必須とす る。
271	決定後子ども分平等割額		●			●	
272	決定後子ども分合計		●			●	
273	決定前軽減満身	本算定時は何も設定しない	●			●	
274	決定前軽減割	本算定時は"***"を設定	●			●	
275	決定前医療分所得割軽減額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	産前産後軽減額を含む
276	決定前医療分均等割軽減額	本算定時は"*****"を設定	●	●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
277	決定前医療分平等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
278	決定前医療分未就学児均等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●			軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽 減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
279	決定前医療分産前産後軽減額	本算定時は"*****"を設定					
280	決定前医療分軽減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
281	決定前医療分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
282	決定前医療分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
283	決定前医療分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
284	決定前支援金分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
285	決定前支援金分所得割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減額を含む
286	決定前支援金分均等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
287	決定前支援金分平等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
288	決定前支援金分未就学児均等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	軽減額の内訳として「所得割軽減額」、「均等割軽 減額」、「平等割軽減額」の項目を追加したため標 準オプションとする。
289	決定前支援金分産前産後軽減額	本算定時は"*****"を設定		●			
290	決定前支援金分軽減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
291	決定前支援金分限用超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
292	決定前支援金分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
293	決定前支援金分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
294	決定前支援金分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
295	決定前介護分所得割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減額を含む
296	決定前介護分均等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減額及び産前産後軽減額を含む
297	決定前介護分平等割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
298	決定前介護分産前産後軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
299	決定前介護分軽減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
300	決定前介護分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
301	決定前介護分月割増減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
302	決定前介護分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
303	決定前介護分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
304	決定前子ども分所得割軽減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	産前産後軽減額を含む

表紙

経費管理

帳票名称
用紙サイズ

10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用
不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
305	決定前子ども分均等割軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未満均等割軽減減額を含む
306	決定前子ども分18歳以上均等割軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
307	決定前子ども分平等割軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●		●	
308	決定前子ども分未就学児均等割軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
309	決定前子ども分産前産後軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
310	決定前子ども分均等割産前産後軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
311	決定前子ども分18歳以上均等割産前産後軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
312	決定前子ども分18歳未満均等割軽減減額	本算定時は"*****"を設定		●			
313	決定前子ども分軽減減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
314	決定前子ども分限度超過額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
315	決定前子ども分増減減額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
316	決定前子ども分減免額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
317	決定前子ども分年間保険料額	本算定時は"*****"を設定	●			●	
318	決定後軽減減額		●			●	
319	決定後軽減減額					●	産前産後軽減減額を含む
320	決定後医療分所得割軽減減額			●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
321	決定後医療分均等割軽減減額			●		●	
322	決定後医療分平等割軽減減額			●		●	
323	決定後医療分未就学児均等割軽減減額			●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
324	決定後医療分産前産後軽減減額		●	●		●	
325	決定後医療分軽減減額		●			●	
326	決定後医療分限度超過額		●			●	
327	決定後医療分月割増減額		●			●	
328	決定後医療分減免額		●			●	
329	決定後医療分年間保険料額		●			●	
330	決定後支援金分所得割軽減減額			●		●	産前産後軽減減額を含む
331	決定後支援金分均等割軽減減額			●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
332	決定後支援金分平等割軽減減額			●		●	
333	決定後支援金分未就学児均等割軽減減額			●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
334	決定後支援金分産前産後軽減減額			●		●	
335	決定後支援金分軽減減額		●			●	
336	決定後支援金分限度超過額		●			●	
337	決定後支援金分月割増減額		●			●	
338	決定後支援金分減免額		●			●	
339	決定後支援金分年間保険料額		●			●	
340	決定後介護分所得割軽減減額			●		●	産前産後軽減減額を含む
341	決定後介護分均等割軽減減額			●		●	未就学児均等割軽減減額及び産前産後軽減減額を含む
342	決定後介護分平等割軽減減額			●		●	
343	決定後介護分産前産後軽減減額			●		●	
344	決定後介護分軽減減額		●			●	
345	決定後介護分限度超過額		●			●	
346	決定後介護分月割増減額		●			●	
347	決定後介護分減免額		●			●	
348	決定後介護分年間保険料額		●			●	
349	決定後子ども分所得割軽減減額			●		●	産前産後軽減減額を含む
350	決定後子ども分均等割軽減減額			●		●	未就学児均等割軽減減額、産前産後軽減減額及び18歳未満均等割軽減減額を含む
351	決定後子ども分18歳以上均等割軽減減額			●		●	
352	決定後子ども分平等割軽減減額			●		●	
353	決定後子ども分未就学児均等割軽減減額			●		●	軽減減額の内訳として「所得割軽減減額」、「均等割軽減減額」、「平等割軽減減額」の項目を追加したため標準オプションとする。
354	決定後子ども分産前産後軽減減額			●		●	
355	決定後子ども分均等割産前産後軽減減額			●		●	
356	決定後子ども分18歳以上均等割産前産後軽減減額			●		●	
357	決定後子ども分18歳未満均等割軽減減額			●		●	
358	決定後子ども分軽減減額		●			●	
359	決定後子ども分限度超過額		●			●	
360	決定後子ども分増減減額		●			●	
361	決定後子ども分減免額		●			●	

表紙	賦課管理	帳票名称	
		10 納入通知書 (連帳 一般) 四方式用	不定形用紙
		用紙サイズ	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
362	個人明細 1人目	決定後子ども分年間保険料額	●			●	
363		決定前合計額	●			●	
364		決定後合計額	●			●	
365		医療分課税 (賦課) 限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、 出力スベースを確保するため、標準オプシジョンとする。
366		支援金課税 (賦課) 限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、 出力スベースを確保するため、標準オプシジョンとする。
367		介護分課税 (賦課) 限度額		●			子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、 出力スベースを確保するため、標準オプシジョンとする。
368		子ども分課税 (賦課) 限度額		●		●	
369		被保険者平等割	●			●	
370		被保険者氏名	●			●	
371		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
372		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
373		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
374		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
375		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、 標準オプシジョンとする。
376		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
377		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
378		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
379		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
380		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
381		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
382		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。
383		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は 様々であることから編集形式は標準オプシジョンとする。

表紙	健康管理	
	健康名称 用紙サイズ	10 納入通知書（連帳 一般）_四方式用 不定形用紙

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
384	2人目	個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けることもあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプシオンとする。
385		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
386		医療分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
387		支援金分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
388		介護分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
389		子ども分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
390		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
391		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
392		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
393		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
394		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
395		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプシオンとする。
396		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
397		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
398		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
399		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
400		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
401		被保険者支援金分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。
402		被保険者介護分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプシオンとする。

表紙	健康管理		健康名称		10 納入通知書（連帳 一般）_四方式用	
			用紙サイズ		不定形用紙	

通番	システム印字項目	印字編集条件など	必須	オプション	不可	帳票レイアウト表示	事件作成における 経緯・留意事項等
403		被保険者子ども分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
404		個人別概算保険料額		●			個人毎の概算保険料の問い合わせを受けるともあり、問い合わせを削減することで事務の負担軽減が目的として個人別概算保険料額を標準オプションとする。
405		未申告該当区分		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
406		医療区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
407		支援金区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
408		介護区分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
409		子ども分区分1～12		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
410		・・・ 9人目		●		●	子ども支援金分の賦課明細を追加することに伴い、出力スペースを確保するため、12人目まで出力していた個人明細の出力件数を9人目までとする。
411		被保険者氏名	●			●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
412		被保険者医療分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
413		被保険者支援金分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
414		被保険者介護分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
415		被保険者子ども分均等割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
416		被保険者所得割算定基礎額		●			所得割額の根拠を出力することを可能とするため、標準オプションとする。
417		被保険者医療分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
418		被保険者支援金分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
419		被保険者介護分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
420		被保険者子ども分所得割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。
421		被保険者医療分資産割		●		●	市区町村によって被保険者の賦課根拠の表し方は様々であることから編集形式は標準オプションとする。